

令和5年12月13日開催

# 会 議 録

京都市文化財保護審議会

## 京都市文化財保護審議会会議録

1	開催年月日	令和5年12月13日(水)
2	開催場所	京都経済センター
3	開催時間	午後1時～午後3時10分
4	出席者	
(1)	委員	尼崎博正 委員 石田潤一郎 委員 泉万里 委員 岩崎奈緒子 委員 上原真人 委員 小椋純一 委員 下坂守 委員 関根俊一 委員 瀧浪貞子 委員 伊達仁美 委員 根立研介 委員 日向進 委員 和田晴吾 委員
(2)	外部有識者	疋田努 京都大学名誉教授

令和5年12月13日

京都市文化財保護審議会

## 議 事 摘 録

### 議題

#### 1 審 議 事 項

- (1) 京都市指定文化財の指定について（諮問）
- (2) 京都市指定文化財の解除について（諮問）

審議又は報告事項	顛末
<p>開 会</p> <p>議題1 京都市指定文化財の指定について</p>	<p>各案件に係る質疑応答は以下のとおり</p> <p><b>①共通事項</b></p> <p>和田委員 建造物の追加指定に係る説明資料において、冒頭部分に年代の記載がないが、他の案件には記載されている。</p> <p>また、年代の表記について、例えば同じ江戸時代のものであっても、案件ごとに記載方法が異なっている（例：美術工芸品1「江戸時代（17世紀前半）」、美術工芸品4「江戸時代中期」等）。</p> <p>事務局で調整のうえ、統一していただきたい。</p> <p>事務局 検討を行う。</p> <p>瀧浪委員 生没年が分からない場合、「不詳」又は「未詳」のいずれの表現を用いるべきか。</p> <p>「全く分からない」と「未だ分からない」ことを、厳密に使い分ける必要はなく、「不詳」としてもよいのではないか。</p> <p>事務局 今回は「未詳」で統一している。</p> <p>特に近世の人物等については、今後判明する場合も多いと考えられるため、「未詳」の表現を用いたものである。</p> <p><b>②有形文化財（建造物）西明寺</b></p> <p>尼崎委員 参考資料の配置図を見ると、聖天堂のみ軸線が振られている。説明資料には「戦後、東学寮を現在の聖天堂に改修した」とあるが、この改修時に軸線が振られたのか。</p> <p>事務局 聖天堂は、東学寮の建物をそのまま用いて中を改修したものであるため、改修以前から軸線は振られていたものと考えている。</p> <p>尼崎委員 当初からではないのか。</p> <p>事務局 元禄12年頃に新造されたときから、軸線は振られていたものと考えられる。</p> <p>尼崎委員 このような事例は一般的にあるものなのか。</p> <p>事務局 建造物・環境保全地区部会にて相談させていただき、改めて回答する。</p>

岩崎委員	敷地内には今回追加指定する4棟のほかにも建物があるが、これらを追加指定しない理由は。
事務局	現存するもののうち、元禄期の様子を窺うことができる、改変の少ない4棟を追加指定することとした。 なお、庫裏は住職の住居として改変されており、拝殿は近代に建て替えられたものとみられる。
小椋委員	材の樹種は判明していないのか。
事務局	客殿はヒノキ材が多いことを確認しているが、他の棟については後日確認のうえ、改めて回答する。
<p><b>③有形文化財（美術工芸品1・絵画）絹本著色蝦蟇鉄拐図</b><small>狩野山雪筆</small></p>	
日向委員	説明に「正保4年頃の制作」とあるが、一覧では「江戸時代」とだけ記載されている。
事務局	年代の表記については、和田委員からの指摘も踏まえ、修正する方向で検討する。
<p><b>④有形文化財（美術工芸品2・彫刻）木造特芳禅傑坐像</b><small>吉野右京作</small></p> <p><b>⑤有形文化財（美術工芸品3・彫刻）木造細川勝元坐像</b><small>吉野右京作</small></p>	
上原委員	いずれも名称に像内の銘に係る記載が含まれているが、これは説明に記載すべきもので、名称に含める必要はないのではないか。
根立委員	「ト書き」と称するもので、通常の記載方法である。
上原委員	銘が長いものであっても、全て記載するのか。
根立委員	一部を省略して、より簡潔に記載する場合もある。
上原委員	名称には別途「吉野右京作」の記載もあるため、一部は重複する内容でもあり、説明に記載すれば銘としては記載しなくてもよいのではと考えるが、いかがか。
根立委員	国等の指定名称に倣ったものであるが、もう少し簡潔にする方法はあるかも知れない。
小椋委員	品質に「針葉樹材」とあるが、具体的な樹種は判明していないのか。
事務局	分析は行っていない。過去の修理記録に「ヒノキ材」の記載はあるが、目視によるものと考えられるため、「針葉樹材」との記載に止めた。



<p>議題 2 京都市指定文化財の解除について</p>	<p>事務局 承知した。</p> <p>①記念物（天然記念物）ミナミイシガメ</p> <p>疋田氏 指定された当時、Nakamura（1934）による「本種が京都盆地で遺存的に生き残った可能性」については、異論はあっても、明確に打ち消されてはいなかった。</p> <p>指定後、Yasukawa et al.（1996）により、京都に生息するミナミイシガメが外来種であるだろうことは概ね判明したものの、詳細な確認は行われなかった。</p> <p>その後の遺伝学的研究により、京都のミナミイシガメは外来種であることが確定したものである。</p> <p>事務局 太田英利 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授による意見書について、参考意見として報告する。</p> <p>今日では「京都市を含む近畿圏のミナミイシガメはいわゆる外来種と考えられている」としたうえで、一般に外来種の定着は在来種への影響が懸念されるため、生物学的見地はもちろん、特別の歴史的・文化的背景なしに外来種を天然記念物として指定することは、在来の生態系・生物多様性の保護・保全の観点から懸念があり、指定解除が妥当である、との意見である。</p> <p>岩崎委員 Fujii et al.（2014）により「京都のミナミイシガメは外来種であることが裏付けられ、かつ遺伝的にも特異な個体群でないことが示された」とあるが、今回の解除に至るまでに時間差があるのはなぜか。</p> <p>事務局 当該論文の発表後、専門の研究者の間でどのように扱われているのかについて、注視してきた。</p> <p>その結果、約10年が経過した現在まで、京都のミナミイシガメが外来種であることを否定し、覆す論文が現れることはなかったため、今回の諮問に至ったものである。</p> <p>和田委員 関東にも分布しているとのことだが、他自治体でミナミイシガメが文化財として指定・登録されている事例等はないのか。</p> <p>事務局 文化財指定・登録等を行っているのは、本市のみである。</p>
-----------------------------	--

次回審議会の日程  閉会	<p>和田委員 承知した。 名勝・天然記念物部会にて議論を深め、次回、報告いただきたい。</p> <p>事務局 答申の日程については、令和6年1月15日月曜日午前10時から、京都経済センターにて開催する。</p> <p>(審議会終了)</p>
--------------------	---